

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための日本体育大学活動指針

- ・不要不急の入構、出張等は行わないこと
- ・適宜、メール、ビデオ会議等に対応すること
- ・具体的な活動については、個別のガイドライン・マニュアル等を参照すること
- ・「危機対策本部長が認めた者」については、部署等から管理部庶務課に照会すること

※6月18日まで、「一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。」とされていることを踏まえ、必要な期間を置き、それぞれ時期を定めた。

アラート	フェーズ	時期	授業	入構制限（入構可能な者）						施設借用	出張等	学生ボランティア派遣	
				学部学生	大学院生	授業を担当する教員	授業を担当しない教員	職員	本学関係者				学外者
緊急事態宣言発令中	1			原則禁止	原則禁止	当日授業担当者				原則禁止		原則不可	原則不可
緊急事態宣言解除（移行期間）	2	～6/21	非対面式のみ	【入構可能時刻：10:00～15:00】 危機対策本部長が認めた者 ・荷物等引取り	【入構可能時刻：10:00～15:00】 危機対策本部長が認めた者 ・荷物等引取り	当日授業担当者 専任教員	原則禁止	縮小体制	・産業医 ・健康相談医 ・学生カウンセラー	原則禁止	原則禁止	原則自粛	原則自粛
		6/22～		【入構可能時刻：9:00～17:00】 危機対策本部長が認めた者 ・荷物等引取り 寮受入 ※6/20(土) から可					・産業医 ・健康相談医 ・学生カウンセラー ・期限付一般研究員	危機対策本部長が認めた者			
	3	6/29～	非対面式継続 対面式可	危機対策本部長が認めた者のみ可 ・荷物等引取り 寮受入 教職員が認めた者 ※1 ・対面式授業 ・学友会活動	・研究 他、学部学生と同じ	当日授業担当者 （非常勤講師） 常勤教員（専任教員、任期制教員、 救急救命専門指導教員、 指導柔道整復師）	任期制教員（助教B（RF）） 特別研究員	縮小なし	・産業医 ・健康相談医 ・学生カウンセラー ・期限付一般研究員 ・学友会講師 ・スポーツ専門職	危機対策本部長が認めた者 教職員が認めた者 ※1	教育研究施設 本学関係者可 個別ガイドラインにより可	可 ※2	危機対策本部長が認めた者 ・教職センター、 SPO経由
	4	7/13～											
移行期間後 新しい生活様式	5	8/3～		感染拡大防止措置を講じて対応									

※1
教職員が認める場合は以下を満たしたうえで、必要な感染防止措置を講じること
・個人または少人数であること（特に屋内においては密を避けること）
・先方から了承がある場合

※2
以下の2つを満たすとき、出張等を認める。
・東京都及び神奈川県並びに移動先道府県で外出自粛が要請されていない場合
・出張等を行なう者及び出張等行き先において、適切な感染症対策が講じられていること